

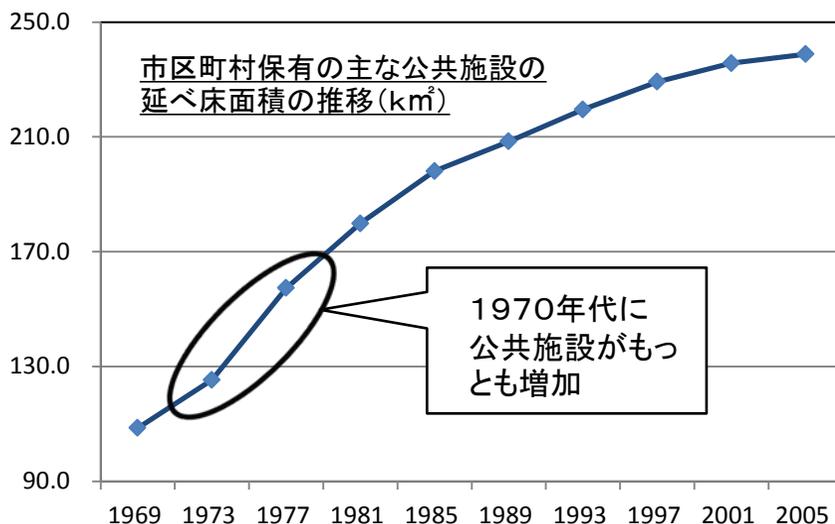
公共施設等の総合的な管理による老朽化対策等の推進①

背景

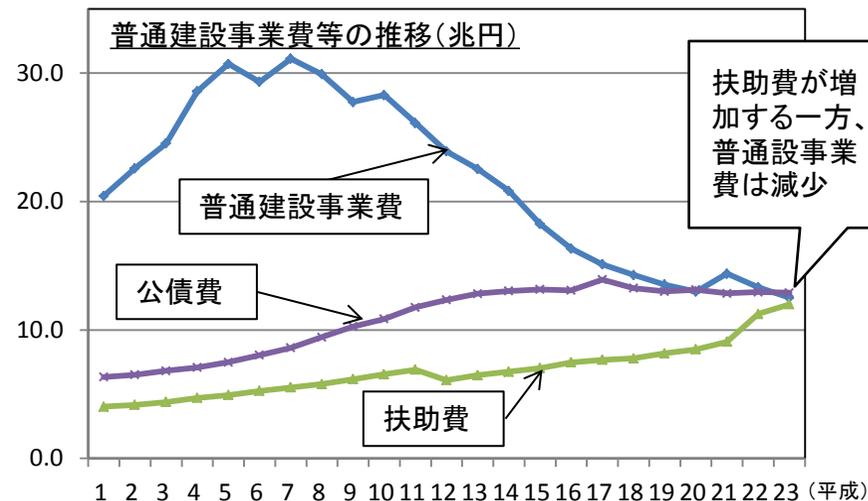
- 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要。

【公共施設状況調査】



【地方財政状況調査】



公共施設等の総合的な管理による老朽化対策等の推進②

公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設の最適な配置を実現するため、以下の取組を実施

①「公共施設等総合管理計画」の策定要請

地方公共団体が所有する全ての公共施設等を対象に、地域の実情に応じて、総合的かつ計画的に管理する計画の策定を地方公共団体に要請

<公共施設等総合管理計画の内容>

- ・公共施設等の現況及び将来の見通し
【例】公共施設の状況(数、延床面積等)、財政状況、人口動態など
- ・公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針
【例】統合・更新・長寿命化等に関する基本的な考え方、
総量に関する数値目標など

②計画策定に対する支援

- ・人口動向や財政・施設の状況等の実情を踏まえ、かつ、全施設類型にわたる横串の計画となるよう、留意事項等を助言
- ・計画策定に要する経費について、特別交付税措置(措置率 1/2)
- ・計画に基づく公共施設等の除却について、地方債の特例措置を創設(地方財政法改正)

特例期間 平成26年度以降当分の間、地方債の充当率 75%(資金手当)
地方債計画計上額 300億円(一般単独事業(一般)の内数)

【イメージ】

